

## 第3章 地震災害対応計画

### 第1節 地震災害時における組織体制の確立

実施担当 全 部

町内に地震が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力で推進するため、法令及び本計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、防災関係機関の協力を得て、組織を挙げて災害応急対策活動にあたるものとする。

#### 第1 動員配備体制

##### 1 配備体制

災害応急対策に対処するため、状況下に応じて次の体制をとる。

区分	配備体制	配備基準	動員規模 ①責任者、②配備の指示者、 ③動員規模
災害対策本部設置前	地震警戒配備	①本町において震度4の地震を観測したとき[自動配備] ②南海トラフ地震臨時情報（調査中）または（巨大地震注意）が発表されたとき ③その他、町長が必要と認めるとき	①総務課長（防災担当者） ②町長 ③関係する部（一般対策編第3章第1節第1参照）の職員数名を動員する。
災害対策本部の設置	地震非常配備	①本町において震度5弱以上の地震を観測したとき[自動配備] ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ③その他、町長が必要と認めるとき	①本部長、②本部長 ③すべての職員を動員する。 また、勤務時間外に地震が発生した場合には、まず、すべての職員を動員することとし、初期活動が終了した時点で、動員数を調整する。
		<p style="text-align: center;">配備時期等</p> 最初期の活動が終了し、災害対策本部の体制が整ってからの活動体制とする。	<p style="text-align: center;">組織体制</p> 別紙1のとおりとする。（一般対策編第3章第1節「活動体制の確立」に定める本部体制と同様である。）

## 2 動員の要領

### (1) 動員命令

動員は、予想され又は発生した災害の種類、規模等を勘案し、災害対策本部開設前にあっては町長の、開設後にあっては本部長の命令によって行うものとする。

### (2) 待機すべき職員の指示

ア 動員が指令された場合においては、総務課長は上司の指示を受け、関係課長等と協議し待機職員の範囲人員等について必要な調整を行うものとする。

イ 関係職員の待機は原則として勤務時間を限度とするが、情勢によりその必要があると認められる場合は、勤務時間外においても待機させることがある。(本庁内待機)

ウ 配備職員は、勤務時間以後自宅等において待機する場合においても、本部からの指示に直ちに応ずることができるように、連絡先等を事前に知らせておく等、常に自己の所在を明らかにするよう心掛けなければならない。(自宅待機)

### (3) 非常召集

ア 夜間、休日等勤務時間外において配備を速やかに行うため、関係職員を登庁させる必要があると認められる場合においては、総務課長は上司の指示を受け関係職員の招集の措置をとるものとする。

イ 非常召集は、原則として本庁近辺に居住し、登庁の便宜を有する者を中心に行い、順次遠距離在住者に及ぶものとする。

## 3 職員の参集等

### (1) 勤務時間外における緊急配備体制

ア 勤務時間外においては、職員の自動参集とする。職員は、地震を感じた場合、ラジオ・テレビにより本町の震度（又は高知県中部の震度）に関する情報を確認し、動員配備基準に基づいて直ちに参集する。

イ 勤務時間外において、道路の寸断等のため所属に参集できない場合は、最寄りの指定避難所に参集する。

### (2) 参集時の留意事項

職員は、参集にあたり、次の点に留意する。

#### ア 服装

応急活動ができる服装とする。

#### イ 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

### ウ 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属課長等に報告する。

- ・ 幹線道路等の状況
- ・ 建物の倒壊、損傷の状況
- ・ 火災の発生、消火活動の状況
- ・ 被災者及び救助活動の状況
- ・ ライフラインの状況

### エ 参集報告

各課長等は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、総務課に報告する。

## (3) 参集に対する職員の心構え

- ア 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務を十分に把握しておくこと。
- イ 職員は、災害が発生するおそれがあるときは、町への照会、テレビ又はラジオの視聴等の方法によるほか、自ら工夫してその災害の状況、警報の発令、配備命令等を知るように努めること。
- ウ 職員は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれが強いときは、動員命令がない場合であっても、状況によっては所属課長等と連絡をとり、進んでその指揮下に入るように努め、また自らの判断で速やかに課室に参集し、防災活動に従事すること。

## 第2 災害対策本部の設置

町長は、町域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に依じて、迅速かつ的確な災害対策を実施する必要があると認めたとき、災害対策基本法第23条の2及び本山町災害対策本部条例（資料1-4参照）に基づき、本山町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

### 1 本部の設置

#### (1) 設置及び廃止の基準

設置基準	①本町において震度5弱以上の地震を観測した場合【自動設置基準】 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ③その他、町長が必要と認めた場合【判断設置の基準】
廃止基準	①本部長（町長）が、予想された災害の危険が解消したと認めた場合 ②災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合

#### (2) 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により、報告、通知、公表するとともに、本部の標識を掲示する。

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
住民	総務課長	IP告知放送、防災行政無線（同報系、停電時使用） 【参考】一般情報の提供では緊急速報メールも使用
県知事	総務課長	高知県総合防災情報システム、県防災行政無線、ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
警察署長	総務課長	ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
隣接市町長	総務課長	県防災行政無線、ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
その他防災関係機関	総務課長	ファクシミリ、電話、口頭、その他迅速な方法
報道機関	政策企画課長	電話、口頭、文書、高知県総合防災情報システム（Lアラート経由で情報提供）

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、町長にあるが、町長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副町長	2	教育長	3	総務課長
--------	---	-----	---	-----	---	------

(4) 本部の設置場所及び設置する者

本部を設置する場合、次のスペースを確保する。所定の場所に確保できない場合は、被災を免れた最寄の公共施設等に設置する。関係資機材の設置は本部事務局を中心に職員が協力して行う。

なお、IP告知放送及び防災無線の放送室は本山町役場2階にあるため、災害時における放送室の機能確保を実施する必要がある。

スペースの名称	設置場所	機能等	設置の条件
本部会議室	本山町役場3階議場 *代替施設 本山町プラチナセンター	・本部会議及び被害対策調整会議を開催するためのスペース	必ず確保
本部室	本山町役場2階総務課 *代替施設 本山町プラチナセンター	・情報の集約・分析のためのスペース 【配置備品】 ・白地図 ・ボード ・通報受付専用電話 ・県防災行政無線 ・衛星電話 ・災害時優先電話（発信専用）	必ず確保
プレスルーム	本山町役場3階町民ホール又は 本山町プラチナセンター	・記者発表を行うためのスペース	状況に応じて確保

スペース の名称	設置場所	機 能 等	設置の条件
応援期間 事務室	本山町役場1階もとやまホール 又は本山町プラチナセンター	・自衛隊等応援機関が事務 を執るためのスペース	状況に応じ て確保
災 害 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー	本山町社会福祉会館 (本山町社会福祉協議会)	・ボランティアの受け入れ 及び活動調整等を行うス ペース	状況に応じ て確保

## 2 本部の組織（別紙1を参照）

### (1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

### (2) 副本部長（副町長・教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (3) 本部員（課長職の職員・消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属職員を指揮監督する。

### (4) 本部会議

本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係本部員等との協議をもって、これに代えることができる。

また、重大な災害が発生した場合、本部に防災・減災アドバイザーを加え、専門的な意見を聞くことができる。

#### ア 本部会議の構成員

本部長、副本部長、本部員

#### イ 事務分掌（協議事項）

- (ア) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (イ) 動員及び配備体制に関すること。
- (ウ) 各部間調整事項に関すること。
- (エ) 避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- (オ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (カ) 他市町村への応援要請に関すること。
- (キ) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (ク) 災害救助法の適用に関すること。
- (ケ) 現地災害対策本部に関すること。
- (コ) その他災害応急対策の重要事項に関すること。

### (5) 部及び班

本部における部・班の組織及びそれぞれの所掌事務については、別紙1に定めるところによる。

(6) 現地情報連絡班

- ア 本部を設置した場合、あらかじめ別に定める職員により現地情報連絡班を編制し、各地区の情報を収集する。
- イ 班員は、各地区の集会所、消防屯所等（連絡の取れる場所）において、各区長、消防団員等と密に連絡を取り合い、災害についての情報を収集し、本部に伝達する。
- ウ 班員は、配備後、直ちに待機場所及び連絡方法（電話、無線等）を本部に連絡する。

(7) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行うものとする。

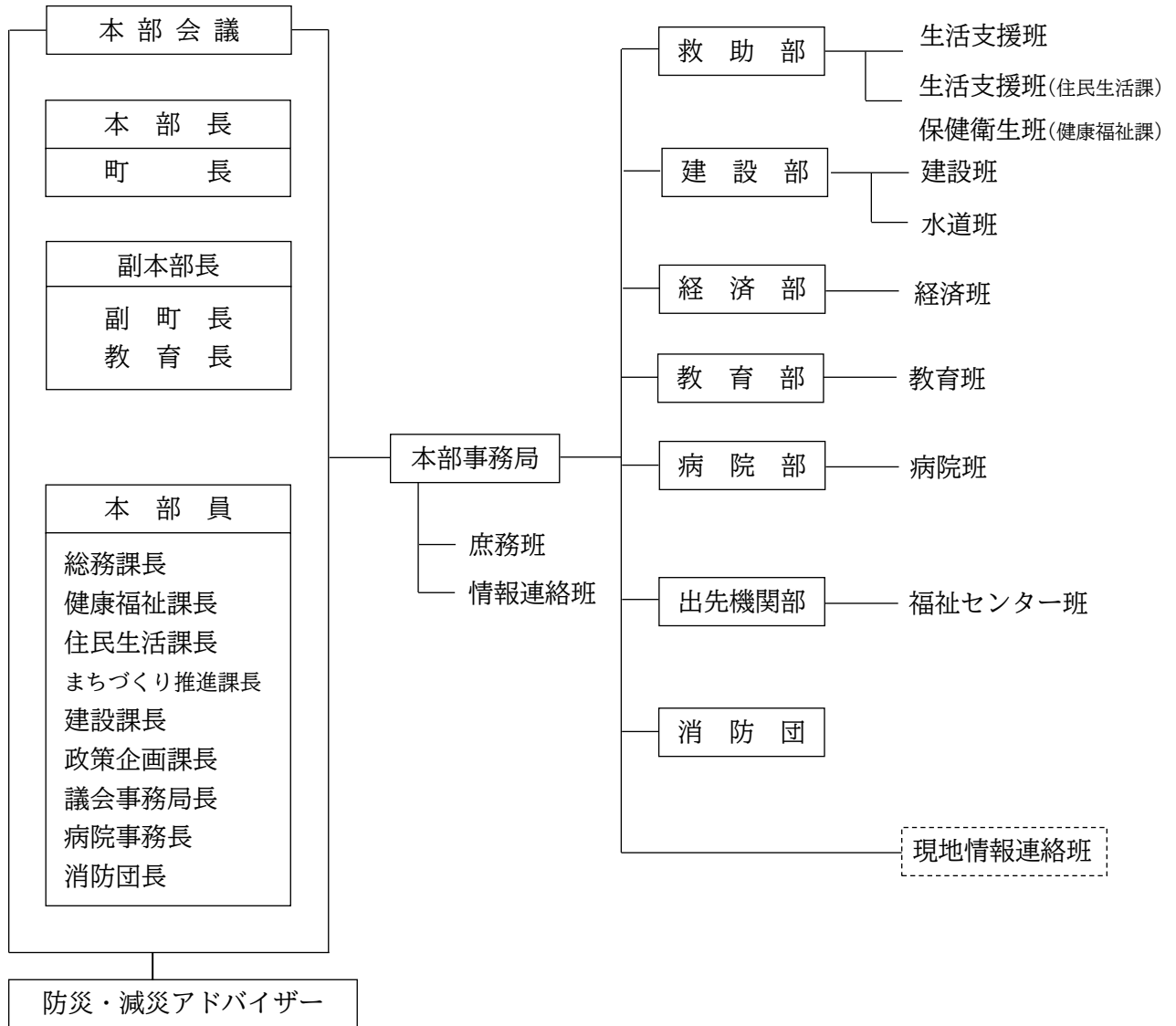
ア 現地災害対策本部の開設

- (ア) 本部長は、前記(2)～(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
- (イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

イ 現地災害対策本部の責務

- (ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。
- (イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- (ウ) 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

別紙1 本部組織図



別紙2 本部各部・班の事務分掌

部	班	事務分掌
本部事務局 ◎総務課長 ○政策企画課長 ○議会事務局長	庶務班	1 災害対策全般に関する事項 2 災害対策本部に関する事項 3 各部、各班との連絡、調整に関する事項 4 自衛隊の災害派遣要請連絡に関する事項 5 各部に対する指令、情報等の伝達に関する事項 6 応急対策について、職員の動員派遣に関する事項 7 災害予算その他財政に関する事項 8 災害関係経費の支出に関する事項 9 災害対策用備品等購入に関する事項
	情報連絡班	1 災害即報に関する事項 2 報道機関との連絡調整に関する事項 3 災害の警報等に関する事項 4 被害情報の収集に関する事項 5 関係機関との連絡に関する事項 6 義援金品の受入等に関する事項 7 その他災害関係の広報に関する事項 8 消防団との連絡に関する事項
救助部 ◎健康福祉課長 ○住民生活課長	生活支援班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 災害救助法の適用、生活保護法の適用に関する事項 3 被災者に対する世帯更生資金等融資に関する事項 4 被災児童及び母子世帯の援護に関する事項
	生活支援班 (住民生活課)	1 被災者に対する救援物資（食料、衣料、その他身回り品等）の確保、備蓄並びに配給に関する事項 2 被災者に対する炊き出しに関する事項 3 被災者の避難、誘導、収容等応急救助に関する事項 4 被災による身元不明の死者の収容並びに埋火葬に関する事項 5 被災者の安否問い合わせに関する事項
	保健衛生班 (健康福祉課)	1 災害時における食品衛生、飲料水に関する事項 2 医療救護所の設置運営に関する事項 3 災害地の清掃、消毒防疫に関する事項 4 救護に関する事項 5 被災者の医療、助産に関する事項 6 被災者の保健指導に関する事項

部	班	事務分掌
建設部 ◎建設課長	建設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整に関する事項</li> <li>2 災害対策のため土建業者に対する連絡調整に関する事項</li> <li>3 建築物の災害対策に関する事項</li> <li>4 災害救助用応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事項</li> <li>5 道路、橋梁、河川等の災害対策に関する事項</li> <li>6 水防資材の確保備蓄に関する事項</li> <li>7 土木施設、建築物等の応急復旧用資材の確保並びに輸送に関する事項</li> </ol>
	水道班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整に関する事項</li> <li>2 簡易水道施設の応急復旧に関する事項</li> <li>3 被災者に対する飲料水供給に関する事項</li> </ol>
経済部 ◎まちづくり推進課長	経済班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整に関する事項</li> <li>2 災害対策用物資の確保に関する事項（救助用物資の調達あっせん含む）</li> <li>3 被災商工業者に対する応急金融に関する事項</li> <li>4 主要食料の需給調整及び農業用資材の確保に関する事項</li> <li>5 農産物の被害調査及び災害対策に関する事項</li> <li>6 災害時における病虫害の防除に関する事項</li> <li>7 農地及び農業用施設の災害対策に関する事項</li> <li>8 造林及び林道施設の災害対策に関する事項</li> <li>9 農道の災害対策に関する事項</li> </ol>
教育部 ◎教育次長	教育班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の連絡調整に関する事項</li> <li>2 町立保育所・小中学校の災害対策に関する事項</li> <li>3 災害時における教材教具の調達指導に関する事項</li> <li>4 被災学校及び被災児童、生徒の授業に関する事項</li> <li>5 災害時における学校給食に関する事項</li> <li>6 被災児童、生徒の救護に関する事項</li> <li>7 文化財、公民館等の災害対策に関する事項</li> <li>8 災害対策に協力する婦人会等との連絡調整に関する事項</li> </ol>

部	班	事務分掌
病院部 ◎病院事務長	病院班	1 部内の連絡調整に関する事項 2 関係機関との連絡調整に関する事項 3 災害予算その他財政に関する事項 4 被害情報の収集に関する事項 5 入院患者の救護に関する事項 6 入院患者の給食に関する事項 7 医薬品の調達確保に関する事項 8 救助部保健衛生班への看護師派遣に関する事項 9 医療救護所の設置協力等に関する事項
出先機関部 ◎社会福社会館長	福祉センター班	1 地区の災害対策全般に関する事項 2 本部との情報連絡に関する事項

備考

- 1 各部、班の任務はこの表のとおりであるが、事務の繁閑に応じ、随時各部、班の事務を応援する。
- 2 この表に分担任務のない職員は、特命による事務を担当するとともに、必要に応じ各部、班の事務を応援する。
- 3 各班に係を置く必要があると認める場合は、班長において適宜に係を設け、係長及び係員をあらかじめ指名しておく。
- 4 各部長が事故あるときは、所属の課長補佐が、また課長、課長補佐ともに事故あるときは主務班長が代理所掌する。
- 5 本表に定めのない事項について必要な場合は、本部会議において決定する。
- 6 各班で得た情報、各班で決定若しくは処理した事項で、本部又は他の部、班でも承知しておく必要があると認められる事項については、速やかに関係部、班に連絡する等適宜に措置を講ずる。

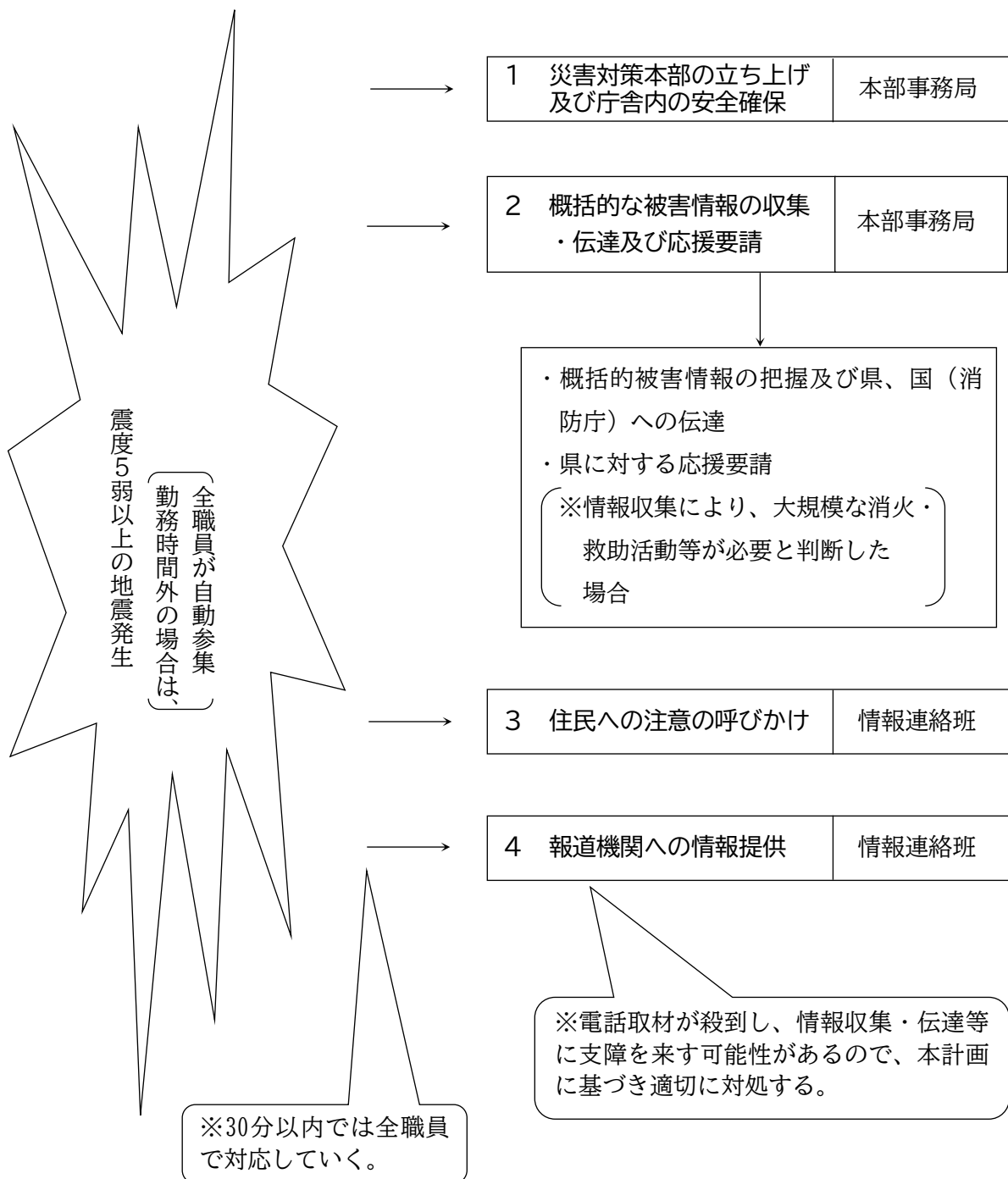
### 第3 応援要請及び支援の受け入れ

具体的な内容については、一般対策編第3章第5節「応援要請」に準ずる。

## 第2節 地震発生後おおむね30分以内の活動（最初期活動）

実施担当 全 部

おおまかな被害状況を把握し、人命の安全確保という観点から、町の防災力だけで消火・救助等に対応できる規模の被害か、応援を要請する必要がある規模の災害かを判断し、その結果を県及び国（消防庁）に報告する。



## 1 災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保

- (1) 震度5弱以上の地震を観測した場合、自動的に災害対策本部を設置する。
- (2) 本部事務局は、直ちに庁舎内の来庁者及び職員の安全を確保するとともに、本部室を設置する。
- (3) 非常電源及び無線機能の確認を行う。
- (4) 電源、通信機能に障害がある場合、直ちに電力会社及び通信事業者に対応を要請する。

## 2 概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請

### (1) 活動方針

ア 本部事務局は、自主防災組織や消防団等の組織とも連携して、震度4以上を記録した場合、被害状況の第1報を県に対して、震度5強以上の地震を観測した場合、覚知後30分以内で可能な限り早く概括的な被害情報を収集し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災267号（平成12年11月改正））に基づき、分かる範囲で、県及び国（消防庁）に報告する（被害の有無を問わない。）。これは、県や国が広域的な応援体制を判断する上で重要な情報であり、遅滞なく報告する。

イ 消防本部は、119番通報が殺到した場合、上記にかかわらず県及び国（消防庁）にその旨を報告する。

ウ 収集した情報により、大規模な消火・救助活動等が必要と判断した場合、町長（本部長）は直ちに県に対し、ヘリコプター、緊急消防援助隊、自衛隊等の応援を要請する。

### (2) 収集・判断すべき情報

ア 家屋倒壊による下敷きや土砂災害による生き埋め等要救出現場の発生数（概数、概数が不明の場合は被害規模等を類推できるような状況報告）

イ 救急要請、火災の発生件数（概数、概数が不明の場合は被害規模等を類推できるような状況報告）

ウ 緊急消防援助隊、県消防防災ヘリコプター、自衛隊等応援の必要性

エ 孤立し情報の確認できない地区の発生状況

オ その他特記すべき事項

### (3) 情報の収集要領

ア 勤務時間内発災の場合

- (ア) 庁舎及び庁舎近辺の被害状況から類推する。
- (イ) 消防署及び警察署と連絡し、119番、110番通報の状況を把握する。

イ 勤務時間外発災の場合

- (ア) 参集途上に把握した被害状況から類推する。
- (イ) 消防署及び警察署と連絡し、119番、110番通報の状況を把握する。

### 3 住民への注意の呼びかけ

具体的な内容については、一般対策編第3章第6節「広報活動」に準ずる。

#### 【案文】

こちらは本山町災害対策本部です。

ただいま、震度〇〇の地震が発生しました。

火を消してください。

身の回りを確認し、危険がある場合は、安全な場所に避難してください。

今後、余震が予想されます。ちょっとした衝撃でかわらや看板などが落ちてきたりする場合がありますので、十分注意してください。

ラジオやテレビの情報に注意し、落ち着いて行動してください。

（繰り返す）

### 4 報道機関に対する発表等

具体的な内容については、一般対策編第3章第6節「広報活動」に準ずる。

## 第3節 地震発生後おおむね24時間以内に開始する活動

実施担当 全 部

被害状況を把握し、必要に応じて他機関やボランティアの応援を得ながら、人命の安全確保、被災者の生活の確保という観点から必要な対策を実施する。把握した情報及び実施した対策については、毎日広報紙（チラシ）にまとめて指定避難所等で配布する。



## 1 被害情報の収集・伝達

- (1) 本部事務局は、概括的な被害情報の収集・伝達後、県の定める様式に従った被害状況の調査が適切に行える体制を各部と協議して整える。
- (2) 本部事務局は、各班からの報告を取りまとめ、報告時点で判明している最新の情報を、高知県総合防災情報システムを通じて県に報告する。
- (3) 災害の規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、県に応援を求める。
- (4) 応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）、災害報告取扱要領に基づき15日以内に確定報告を県に対して行う。

## 2 住民への広報・報道対応

具体的な内容については、一般対策編第3章第6節「広報活動」に準ずる。

### 【広報紙（チラシ）の掲載項目例（発災当初の段階）】

- 町長声明（励まし及び対策の方針）
- 二次災害注意情報
- 被害速報
- 電気・ガス・水道情報
- 医療情報
- 交通情報
- 食料・水・生活物資情報

## 3 医療救護

具体的な内容については、一般対策編第3章第15節「医療・助産」に準ずる。

## 4 二次災害の防止

- (1) 余震等による二次災害を防止するため、次の対策を実施する。また、危険性の高い箇所は、早期に応急対策を実施する。
  - ア 指定避難所施設の点検
  - イ 町有施設の点検
  - ウ 町所管道路、橋梁等構造物の点検
  - エ 民間建物の応急危険度判定（県と連携して実施）
  - オ 水害危険箇所、土砂災害危険箇所の点検
  - カ 危険物施設の点検（消防本部に要請）
- (2) 必要な場合、県、防災関係機関、応急危険度判定士、災害ボランティア等の応援を要請し、二次災害対策に万全を期す。
- (3) 二次災害のおそれがあるときは（応急危険度判定において「危険」と判定された民間建物を含む。）、避難の指示等の措置をとる。
- (4) 上記により把握した二次災害に関する情報を逐次広報する。

## 5 重要道路の確保

- (1) パトロール等を実施して町内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、国土交通省四国山地砂防工事事務所吉野川砂防出張所、土木事務所、警察署等関係機関と連絡を密にし、道路被害の状況及び交通状況を把握する。
- (2) 被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するために必要と認めるときは、県公安委員会（高知東警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。また、町道の破損、決壊その他の事由により交通が危険である場合、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施す。
- (3) 被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう、次の点を考慮し、本山町建設業協会等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。

なお、町道以外の道路については、各々の道路管理者に応急措置を要請する。

- ア 消火活動、救出活動上重要な道路
- イ 救急医療上重要な道路（病院やヘリポートのアクセス道路）
- ウ 緊急物資の輸送上重要な道路
- エ 広域応援受け入れ上必要な道路

## 6 要配慮者及び児童生徒の安全確保

- (1) 在宅要配慮者及び要配慮者関連施設入所者等の安全を確保するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の協力を得て、次の対策を講ずる。
  - ア 在宅要配慮者の安否確認
  - イ 在宅要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所
  - ウ 福祉避難所の開設
  - エ 要配慮者関連施設入所者等の状況把握及び支援

なお、地震発生時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。また、避難行動要支援者名簿の提供を受けた者は、当該名簿を活用し、避難のための情報伝達、避難行動要支援者の避難支援・安否確認、避難場所等の責任者への引継ぎなどを行う。

- (2) 児童、生徒が在園、在校中に地震が発生した場合、児童、生徒の状況を保育所・各小中学校から把握し、負傷者等が発生した場合は適切な処置を指示するとともに、必要な場合は移送車の確保等支援を行う。

## 7 災害救助法の適用

- (1) 大規模な地震が発生し、町における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、町長（本部長：本部事務局）は、県知事に対して災害救助法の適用の要請を行う。
- (2) 県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況等の報告が一時的に不可能な場合は、内閣府に対して緊急報告を行う。

## 8 消防活動

### (1) 活動方針

- ア 消防本部は、消防計画に基づき、本山町災害対策本部及び消防団と連携して必要な消防活動にあたる。
- イ 緊急消防援助隊等他消防機関の応援が必要と判断したときは、県又は他消防機関に対して応援の調整を要請する。
- ウ 町長（本部長）は、自衛隊の応援が必要と判断したときは、県に対して応援要請する。

### (2) 地震災害時における消防活動の基本方針

#### ア 消火活動の優先

地震災害は人命に対する多様な危険現象が複合的に発生するが、最も被害を増幅するのは、二次的に発生する火災である。したがって、地震時における警防活動は、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、総力を挙げて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地に続発した場合は、あらかじめ指定する防御地区を優先し、避難の安全確保活動を展開するものとする。

#### イ 人命の救助、救急活動

地震時には、家屋倒壊、障害物の落下、がけ崩れ、自動車等車両の衝突、危険物の漏洩などが複合的に発生し、大規模災害に発展することが予想されることから、必要に応じ、人員・資機材を活用し、人命救助活動を実施し、安全確保に努める。

#### ウ 安全避難の確保

地域住民が災害地から避難が完了するまで、火災の鎮圧と拡大防止を図り、避難援護の防衛活動に努める。

## 9 行方不明者の搜索

- (1) 家屋倒壊による下敷きや土砂災害による生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、行方不明者に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談に応じるとともに、搜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取・記録の上、消防署、警察署等に職員を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。
- (2) 救出活動にあたっては、消防団、消防署、警察署、自衛隊派遣部隊等と連携を密にし、迅速に実施する。
- (3) 行方不明者の搜索、救出活動又は後方活動に関する情報を本部長（町長）に報告するとともに、必要に応じ、各種協定等に基づき関係機関、業者、団体等の協力を要請する。
- (4) 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、災害対策調整会議を逐次開催して搜索関係機関との連携を密にする。

## 10 避難誘導

- (1) 次の場合、避難の指示、警戒区域の設定等必要な避難措置を講じることとし、具体的な内容については、一般対策編第3章第8節9「避難誘導」に準ずる。
  - ア 火災の延焼により危険が迫っているとき
  - イ 二次災害として水害、土砂災害、危険物災害等の危険が迫っているとき
  - ウ その他災害の状況により、町長が必要と認めるとき
- (2) 避難の指示等にあたっては、できる限り当該地域住民に次の事項を明示し、安全かつ迅速に避難させる。
  - ア 避難を要する理由
  - イ 避難指示等の対象地域
  - ウ 避難先とその場所
  - エ 避難経路
  - オ 注意事項
- (3) 警戒区域の設定  
具体的な内容については、一般対策編第3章第8節6「警戒区域の設定」に準ずる。
- (4) 避難の措置を講じた場合、次の事項について県知事に速やかに報告する。
  - ア 避難の指示等の発令者
  - イ 発令日時
  - ウ 発令の理由
  - エ 避難対象地域
  - オ 避難対象世帯数及び人員数
  - カ 避難先
- (5) 町長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。また、町長は、その旨を県知事に報告する。

### 【案文】

こちらは本山町災害対策本部です。

○時○分、土砂くずれの危険があるため、○○地区に避難指示が出されました。○  
○地区の方は消防団の指示に従って○○へ避難してください。

繰り返します。

○時○分、土砂くずれの危険があるため、○○地区に避難指示が出されました。○  
○地区の方は消防団の指示に従って○○へ避難してください。

## 11 指定避難所の設置・運営

具体的な内容については、一般対策編第3章第8節10「指定避難所の開設」及び11「指定避難所の管理・運営」に準ずる。

## 12 給水

具体的な内容については、一般対策編第3章第12節「飲料水の確保・調達」に準ずる。

### 13 食料、生活必需品等の確保・供給

具体的な内容については、一般対策編第3章第13節「食料の確保・調達」に準ずる。

### 14 遺体の検案等

具体的な内容については、一般対策編第3章第18節「遺体の検案等」に準ずる。

### 15 ライフライン施設の応急対策

電気、ガス、電話、簡易水道等、被害を受けたライフライン施設の復旧を速やかに実施する。

具体的な内容については、一般対策編第3章第21節「ライフライン等施設の応急対策」に準ずる。

## 第4節 地震発生後おおむね24時間以降に開始する活動

実施担当

全 部

必要に応じて、他機関の応援を得ながら被災者の生活の確保、自立支援という観点から必要な対策を実施する。被災者支援のための情報については、広報紙（チラシ）にまとめて指定避難所で配布する。

### 1 災害廃棄物処理

し尿及び廃棄物の収集・処理については、次のとおり実施する。

なお、今後、「震災廃棄物対策指針」（平成10年10月22日環衛第86号）に基づき、「震災廃棄物処理計画」を策定することとし、その計画に基づいた廃棄物処理体制の整備を図るものとする。

具体的な内容については、一般対策編第3章第17節「災害廃棄物処理」に準ずる。

### 2 消毒及び保健衛生

具体的な内容については、一般対策編第3章第16節「消毒・保健衛生」に準ずる。

### 3 教育対策

具体的な内容については、一般対策編第3章第22節「教育対策」に準ずる。

### 4 保育対策

災害により、保育所施設が被災した場合、職員は速やかにその状況を町に報告する。この場合において、当該施設の応急措置を実施する等安全が確保され、保育体制が整うまでは、保育事業は再開しない。

また、災害により保育士が不足する場合は、町内での調整及び県への派遣要請により確保する。

### 5 応急仮設住宅等の住宅対策

具体的な内容については、一般対策編第3章第20節「応急仮設住宅の建設等策」に準ずる。

### 6 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

具体的な内容については、一般対策編第3章第19節「犬、猫、特定動物等の保護及び管理」に準ずる。

## 7 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付

具体的な内容については、一般対策編第4章第4節6「広報連絡体制の構築」に準ずるほか、以下の事項について実施する。

### (1) 各種申請の巡回受付

被災者の各種申請（災害弔慰金等の支給・貸付、被災者生活再建支援金の支給、税の減免等）の便宜を図るため、県及び防災関係機関等の協力を得て指定避難所等での巡回受付活動を必要に応じて実施する。

## 8 り災証明書の発行

具体的な内容については、一般対策編第4章第4節1「り災証明書の交付等」に準ずる。

## 9 り災者の心のケア対策の実施

具体的な内容については、以下の対策例のほか、一般対策編第4章第4節7「精神保健支援対策」に準ずる。

### (1) 対策例

- ア 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談、電話相談の実施
- イ 広報紙（チラシ）等を通じた被災者への情報提供
- ウ 小・中学校における児童生徒へのカウンセリング

## 10 災害弔慰金等の支給・貸付

具体的な内容については、一般対策編第4章第4節2「災害弔慰金等の支給・貸付」に準ずる。

## 11 被災者生活再建支援金の支給

具体的な内容については、一般対策編第4章第4節4「被災者生活再建支援金の支給」に準ずる。

## 12 税の減免等

具体的な内容については、一般対策編第4章第4節3「税の減免等」に準ずる。

## 13 被災農林水産事業者、中小企業への情報提供

具体的な内容については、一般対策編第4章第5節5「被災農林水産事業者、中小企業への情報提供」に準ずる。

## 14 公共施設等の災害復旧・復興

- (1) 被災した公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧とあわせ、再度の災害発生を防止するため、応急復旧終了後、被害の程度を勘案し、必要な施設の新設又は改良等を行う。実施に当たっては、復旧・復興の基本的方向を定め、被害の状況に応じ重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を優先して行う。
- (2) 必要な場合は、本山町震災復興対策本部を編成し、総合的な復興体制を構築する。

- (3) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を迅速に受けられるよう、災害の状況を速やかに調査するとともに、県が行う事務に対して積極的に協力する。

## 15 労務の提供

具体的な内容については、一般対策編第3章第23節「労務の提供」に準ずる。

## 16 自発的支援の受け入れ

具体的な内容については、一般対策編第3章第26節「自発的支援の受け入れ」に準ずる。

## 第5節 自衛隊の災害派遣

具体的な内容については、一般対策編第3章第27節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合には、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受け入れを行う。

# 内容

第1節 地震災害時における組織体制の確立 .....	42
<b>第1 動員配備体制</b> .....	42
1 配備体制 .....	42
2 動員の要領 .....	43
3 職員の参集等 .....	43
<b>第2 災害対策本部の設置</b> .....	44
1 本部の設置 .....	44
2 本部の組織（別紙1を参照） .....	46
<b>第3 応援要請及び支援の受け入れ</b> .....	52
第2節 地震発生後おおむね30分以内の活動（最初期活動） .....	53
1 災害対策本部の立ち上げ及び庁舎内の安全確保 .....	54
2 概括的な被害情報の収集・伝達及び応援要請 .....	54
3 住民への注意の呼びかけ .....	55
4 報道機関に対する発表等 .....	55
第3節 地震発生後おおむね24時間以内に開始する活動 .....	56
1 被害情報の収集・伝達 .....	57
2 住民への広報・報道対応 .....	57
3 医療救護 .....	57
4 二次災害の防止 .....	57
5 重要道路の確保 .....	58
6 要配慮者及び児童生徒の安全確保 .....	58
7 災害救助法の適用 .....	58
8 消防活動 .....	59
9 行方不明者の捜索 .....	59
10 避難誘導 .....	60
11 指定避難所の設置・運営 .....	60
12 給水 .....	60
13 食料、生活必需品等の確保・供給 .....	61
14 遺体の検案等 .....	61
15 ライフライン施設の応急対策 .....	61
第4節 地震発生後おおむね24時間以降に開始する活動 .....	62
1 災害廃棄物処理 .....	62
2 消毒及び保健衛生 .....	62
3 教育対策 .....	62

4	保育対策	62
5	応急仮設住宅等の住宅対策	62
6	犬、猫、特定動物等の保護及び管理	62
7	生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付	63
8	り災証明書の発行	63
9	り災者の心のケア対策の実施	63
10	災害弔慰金等の支給・貸付	63
11	被災者生活再建支援金の支給	63
12	税の減免等	63
13	被災農林水産事業者、中小企業への情報提供	63
14	公共施設等の災害復旧・復興	63
15	労務の提供	64
16	自発的支援の受け入れ	64
第5節	自衛隊の災害派遣	65